

障第558号
令和6年7月1日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の事業所を除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和6年度岐阜県障害福祉サービス等情報公表制度への対応について(依頼)

障害福祉サービス等情報公表制度については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法により、障がい者及び障がい児の保護者が指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等の提供するサービスを適切に選択できるようにするために、事業者が提供するサービスについての情報を公表することとされています。

つきましては、別添のとおり本県における今年度の実施要綱を定め、実施しますので通知します。

各事業者様におかれましては、当実施要綱に基づき、「障害福祉サービス等情報公表システム(WAM NET)」において、下記のとおり公表事項に係る内容を更新のうえ、ご報告くださいますようお願いいたします。

なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、システムでの報告ができていない事業所においては、「情報公表未報告減算」の適用に加え、指定更新時に確認できない場合は、指定更新ができませんので、ご注意ください。

記

1 対象

全ての障害福祉サービス提供事業者(岐阜市所管の事業所を除く。)

2 報告期限

①令和6年4月1日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者

令和6年7月31日

②令和6年4月1日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

当該事業者指定を受けた日から1か月以内

3 報告方法

「障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）」（以下「公表システム」という。）において公表情報内容について確認いただき、内容を更新のうえ、公表システムを通じ報告をお願いします。

※更新作業いただいた後、必ず公表システム上で「承認者へ申請する」ボタンの押下を実施願います。

※別添障害福祉サービス等公表システム操作説明書（事業者用）の38ページ参照

4 報告内容

別添「令和6年度岐阜県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱」参照

5 「情報公表未報告減算」の創設

令和6年度の報酬改定において、新たに「情報公表未報告減算」が創設され、令和6年4月1日から適用されています。（詳細は別添資料のとおり）

事業所におかれましては、登録（更新）に必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係	
担当	若原	
電話	058-272-8302	
FAX	058-278-2643	
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp	